

# スタートアップ資金申込必要書類（下記1～3）

押印する印鑑はすべて実印で、住所・氏名は印鑑証明書のとおり記入して下さい。

## 1 申込書 以下の書類が入っています。

|                          |                          |                        |
|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 信用保証委託申込書                | (2枚複写)                 |
| <input type="checkbox"/> | 保証人等明細(「信用保証委託申込書」の裏面です) |                        |
| <input type="checkbox"/> | 申込人(企業)概要                |                        |
| <input type="checkbox"/> | 信用保証委託契約書                | (2枚複写)                 |
| <input type="checkbox"/> | 個人情報に関する同意書              | (3枚複写)                 |
| <input type="checkbox"/> | 信用保証依頼書                  | 金融機関用のため、何も記入せず提出して下さい |

## 2 必要資料

|                          |   |             |
|--------------------------|---|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 創業・再挑戦計画書   |             |
|                          | 設備資金は、「見積書」、「カタログ」、「平面図」を添付   |             |
|                          | 計画書に記載された自己資金が確認できるものを添付  |             |
| <input type="checkbox"/> | 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)  | 法人のみ        |
| <input type="checkbox"/> | 定款の写  | 法人のみ        |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑証明書の写(申込者及び連帯保証人)   |             |
| <input type="checkbox"/> | 団信加入意思確認書   |             |
| <input type="checkbox"/> | 反社会的勢力でないことの表明・確約書  |             |
| <input type="checkbox"/> | 許認可業種は「許認可証の写」  |             |
| <input type="checkbox"/> | 受注工事明細書(事業を開始している方のみ)   | 建設業、測量業、設計業 |
| <input type="checkbox"/> | 開業届の写し(申し込み時点で開業済みの方のみ)   | 個人のみ        |
| <input type="checkbox"/> | 確定申告書の写し又は決算書(申し込み時点で確定申告又は決算を終えている方のみ)                                 |             |
| <input type="checkbox"/> | (女性又は50歳以上向け融資利率適用の場合のみ)適用要件が確認できる公的書類の写例) 女性(性別)…健康保険証, パスポート, 住民票 等の写 |             |
|                          | 50歳以上(年齢=生年月日)…印鑑証明書, 運転免許証, 健康保険証, パスポート, 住民票 等の写                      |             |

## 3 税務証明 各区役所納税課などで交付を受けることができます。

申込者(法人は代表者)の居住地により必要な税務証明書が異なります。

また、法人の場合は法人のものだけでなく代表者の税務証明も必要となります。

| 申込者   | 申込者(法人は代表者)の居住地                               |  |
|-------|---|--|
|       | 市内居住者   | 市外居住者<br>市内転入が今年1月2日以降の方                       |
| 個人事業主 | ○所得証明(非課税の場合非課税証明) ※1<br>○市税に係る徴収金に滞納がないことの証明 | ●居住地の所得証明(非課税の場合非課税証明)<br>○市税に係る徴収金に滞納がないことの証明 |
| 法人    | 代表者<br>税務証明                                   | ○所得証明(非課税の場合非課税証明) ※1<br>○市税に係る徴収金に滞納がないことの証明  |
|       | 法人<br>税務証明                                    | ○納税証明書(法人市民税) ※2<br>○市税に係る徴収金に滞納がないことの証明       |

○は、福岡市が発行する証明書 ●は、居住地の自治体が発行する証明書  
各証明書は最近1ヶ月以内に発行されたものが必要です。

※1 申し込み時に既に開業済みの方は開業の前年の所得に関する証明が必要です。  
(詳しくは経営支援課にお尋ねください。)

※2 法人設立してまだ納期が来ていない場合は「納期限未到来の証明」となります。  
また、納期限未到来でも「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」も必要です。



## 平成30年度 スタートアップ資金申込時に必要な税務の証明書について

|       |     | 事業を開始した日<br>(事業を開始する日) | 融資を申込み日  |  |
|-------|-----|------------------------|--|--|
|       |     |                        | H30.4.1~H30.6.30                                   | H30.7.1~H31.3.31                                   |
| 個人事業主 |     | H28.4.1~H28.12.31 (※)  | ◎平成28年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明<br>◎開業届の控              |  |
|       |     | H29.1.1~H29.12.31 (※)  | ◎平成29年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明<br>◎開業届の控              |  |
|       |     | H30.1.1~H30.6.30       | ◎平成29年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明<br>(◎開業届の控~開業後に申し込む場合) | ◎平成30年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明<br>(◎開業届の控~開業後に申し込む場合) |
|       |     | H30.7.1~H31.3.31       | ◎平成29年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明                        |  |
| 法人    | 代表者 | H28.4.1~H28.12.31 (※)  | ◎平成28年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明                        |  |
|       | 法人  |                        | ◎法人市民税の納税証明<br>◎市税の滞納の無い証明                         |  |
|       | 代表者 | H29.1.1~H29.12.31 (※)  | ◎平成29年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明                        |  |
|       | 法人  |                        | ◎法人市民税の納税証明<br>◎市税の滞納の無い証明                         |  |
|       | 代表者 | H30.1.1~H30.6.30       | ◎平成29年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明                        | ◎平成30年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明                        |
|       | 法人  |                        | ◎法人市民税の納税証明<br>◎市税の滞納の無い証明                         |  |
|       | 代表者 | H30.7.1~H31.3.31       | ◎平成29年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明                        | ◎平成30年度 所得証明<br>◎市税の滞納の無い証明                        |
|       | 法人  |                        | ◎法人市民税の納税証明<br>◎市税の滞納の無い証明                         |  |

※ 申込日時点で、事業開始から2年以内の方が対象となります。

### ☆所得証明について

融資申込者又は法人の代表者が福岡市で所得証明を取得できない場合（市外居住者又は1月1日以降に福岡市へ転入した方）は、居住地で取得する必要があります。また、事業主または法人代表者が非課税の場合は非課税証明となります。

### ☆法人の納税証明について

最初の申告納付期限を経過していない場合は、記事欄に『最初の申告納付期限が未到来である』と記載された納期未到来の証明となります。